

# 岐阜県公報

号外 (二) 平成二十年一月二十八日

## 目次

### 監査委員告示

行政監査の結果	(監査委員)	一
事務事業監査の結果	(同)	一
財政的援助団体等の監査の結果	(同)	一五

## 監査委員告示

### 岐阜県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第二項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第九項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十年一月二十八日

岐阜県監査委員	駒	田	誠
岐阜県監査委員	渡	辺	之
岐阜県監査委員	帆	刈	一
岐阜県監査委員	河	合	冽
岐阜県監査委員	水	谷	二
岐阜県監査委員	神	戸	雄

### 第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、財務事務に限らず、県の一般行政事務の執行について、その適正かつ効率的な運用を確保するため、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施するものである。

### 第2 監査のテーマ及び選定理由

#### 1 監査のテーマ

「外郭団体に対する指導監督事務について」

#### 2 選定理由

県は、外郭団体(県が基本財産の25%以上を出資している31団体をいう。)に対

して、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等に基づき、監督官庁として適切な指導監督を行うことが求められている。

しかしながら、県の外郭団体においても、かつて不適正な会計処理による不正資金づくりが行われていたことが判明し、改めて外郭団体に対する指導監督の強化が求められている。また、徹底した行政改革を図る上から、外郭団体に対する県の財政的・人的関与についても、更なる見直しを図ることが求められている。

そこで、県の外郭団体を所管する各課に対し、「外郭団体に対する指導監督事務について」をテーマに設定し、これらの状況について行政監査を実施した。

第3 監査の概要

1 監査実施期間

平成19年10月から12月まで

2 監査対象機関

県が25%以上を出資している31団体を所管する24課（別表参照）

3 監査の実施内容

(1) 監査の実施方法

監査対象である24課から提出された行政監査調査に基づき、書記による予備監査を行い、その結果を踏まえて監査委員による本監査を実施した。

(2) 監査対象時期

各所管課における外郭団体に対する検査、指導等の状況について、平成18年度及び平成19年度の状況を中心に監査を実施した。

4 監査の着眼点

外郭団体に対しては、県は根拠法に基づき監督官庁としての指導監督を行うと同時に、県行政を補完するために団体の運営を支援してきている。これらの側面を考慮して、以下の4つの柱立てに沿って着眼点を設定した。

(1) 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等の適合状況

総務省が示す「公益法人の設立許可及び指導監督基準」は、公益法人行政の統一的推進及び公益法人の指導監督の適正化を図ることを目的に策定されており、県に対しても適正な指導が求められているので、その適合状況について検証する。また、県の「知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」等に沿った手続が行われているかを検証する。

(2) 公益法人検査の実施状況

公益法人検査の実効性を確保するため、県で「知事の所管する公益法人の検査に関する要領」等を定めているので、所管課において同要領に基づいた検査が実施されているか、また、検査の実施方法、体制、結果の取扱い等が適切に行われているかを検証する。

(3) 団体の運営等に係る指導状況

上記の基準や規則等に基づいた指導監督の他、所管課が外郭団体の経営活動、会計事務、理事会等の運営について、団体の実情に応じた適切で効果的な指導を行っているかを検証する。

(4) 団体における不適正経理に係る再発防止策の実践状況

外郭団体においても不正資金の捻出と費消が行われていたことが判明し、県は団体に対して再発防止策の実施を求めている。そのため、団体における再発防止策の取組について、所管課がどのように指導しているか、実践状況をどの程度把握しているか等について検証する。

(別表)

所 管 課	外 郭 団 体 名
総合政策課	(財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団
情報企画課	(財)岐阜県市町村行政情報センター
研究開発課	(財)岐阜県研究開発財団
国際課	(財)岐阜県国際交流センター
廃棄物対策課	(財)岐阜県環境管理技術センター
人づくり文化課	(財)岐阜県教育文化財団
健康福祉政策課	(財)岐阜県健康長寿財団
	(財)岐阜県公衆衛生検査センター
	(社)福)岐阜県福祉事業団
さぶトラント振興課	(財)岐阜県産業デザインセンター
	(財)セラミックパーク美濃
	(財)飛騨地域地場産業振興センター
商業流通課	(財)岐阜産業会館

情報産業課	(財)ソフトピアジャパン
中小企業課	(財)岐阜県産業経済振興センター
農政課	(社)岐阜県農畜産公社
畜産課	(社)岐阜県畜産協会 (社)岐阜県肉用子牛価格安定基金協会
水産課	(財)岐阜県魚苗センター
治山課	(社)岐阜県森林公社 (社)木曾三川水源造成公社
建設政策課	(財)岐阜県建設研究センター
用地課	岐阜県土地開発公社
道路建設課	岐阜県道路公社
街路公園課	(財)花の都さふ花と緑の推進センター
公共建築住宅課	岐阜県住宅供給公社
下水道課	(財)岐阜県浄水事業公社
社会教育文化課	(財)岐阜県美術振興会
スポーツ健康課	(財)岐阜県イベント・スポーツ振興事業団 (財)岐阜県体育協会
組織犯罪対策課	(財)岐阜県暴力追放推進センター
計24課	31団体

#### 第4 監査の結果及び意見

##### 1 総合的な意見

外郭団体に対しては、総務省の示す「公益法人の設立許可及び指導監督基準」、県の定める「知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」等により、適正な指導監督が求められている。

今回の監査により、各所管課の指導監督の状況を点検したところ、以下に示すように一層の取組、見直しが必要な事項が認められたので、該当所管課においては改

善を図らねたい。

また、外郭団体に対して、県から計71億9,800万円余の出資がされ、多額の補助金・委託料の支出も計上されているが、行財政改革の一環として、これらの財政的支援や職員の派遣など、県の関与の見直しが求められているので、各所管課においても、団体の自主性・自立性を高めるための取組が推進されるよう、適切な指導に努められたい。

##### (1) 基準、規則等の遵守

外郭団体のうち、公益法人については「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に定める各基準に適合することが求められているが、理事の官庁出身者の割合や内部留保額の基準に適合しないなど、一部の基準に適合していない団体が認められた。これらの中には、長期間適合しないままとなっていた団体もみられたので、該当団体の所管課においては、定期的に適合状況を確認し、適切な指導を行わねたい。

また、団体には、県の「知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」等において、県に対して毎事業年度開始前に翌年度の事業計画書及び収支予算書を届出し、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書及び収支計算書等を報告することなどを義務付けているが、規則に定める届出がされていない団体が1団体あったほか、届出の期限が遵守されていない団体が散見された。これらの届出は、団体の事業活動及び財務状況の実態を把握する重要な書類であるので、適正な届出を指導されたい。

##### (2) 効果的な公益法人検査の実施

公益法人については、「知事の所管する公益法人の検査に関する要領」等に基づき、組織の状況、事務処理の状況、会計事務の処理状況等について検査が実施されている。

しかし、検査結果に対する改善状況の報告を求めている所管課や、改善内容の確認が不十分な所管課も見受けられたので、これらを確実に実施されたい。

また、団体の実情に応じ、重点点検項目を設定するなど、効果的な検査の実施についても検討されたい。

##### (3) 団体の実情に応じた適切な指導

団体の経営活動、会計事務、理事会等の運営状況について、所管課の指導状況を検証したところ、経営に係る情報提供について特に何も行っていない、団体に

において物品の現物実査が行われていない、団体における現物実査の実施状況の把握を行っていないなど、指導状況が不十分な所管課が認められたので、適正な会計事務指導に努められたい。

役員への就任状況については、多くの団体に県職員及び県OB職員が就任していることが認められた。これらの人的関与は見直しが進められ、縮小の傾向にあるが、今後も団体の自主性・自立性を高め、適切な関与となるように、引き続き見直しを検討されたい。

なお、外郭団体のうち今年度は24団体について監査委員監査を行ったが、会計事務処理等の不備がいくつかの団体で認められたので、その改善についても適切に指導されたい。

(4) 不適正経理に係る再発防止策の実践

平成19年5月15日付け行第36号「外郭団体に対する適切な指導監督の実施について」等により、各団体の不正資金問題に関する再発防止策の指導が各所管課に求められている。

各団体における再発防止策の取組状況について検証したところ、財務状況のホームページ公開、旅費・会議費の自由閲覧制度の実施、会計書類の保存期間の延長(15年)、監事への民間の会計専門家の選任など、取組が未実施なものが認められたので、団体の実情に応じた指導をされたい。

なお、不正資金を捻出していた団体において、県費を財源とした不正資金については、県への返還はすべて完了していたが、その他の不正資金の回収が終了していない団体があるので、引き続き回収について指導されたい。

2 着眼点ごとの意見

(1) 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等の適合状況

ア 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」の適合状況

【監査結果】

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」の適合状況については、すべての所管課において、毎年報告される事業報告書により又は公益法人検査時に定期的に確認されており、各基準についても概ね適合している状況であった。

しかし、4項目の基準について、それぞれ1～2団体が適合していなかった。

所管課・外郭団体の状況

1 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」の適合状況について

ア すべての所管課において、事業報告書による確認又は公益法人検査での確認を定期的に行っていた。

2 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に適合していない団体について

ア 理事のうち、所管する官庁の出身者が占める割合は、理事現在数の3分の1以下とする基準に適合していない団体 2 団体

イ 理事のうち、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とする基準に適合していない団体 1 団体

ウ 内部留保については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とする基準に適合していない団体（一事業年度における事業費、管理費及び固定資産取得費の合計額の30%程度以下が望ましい。） 2 団体

エ 営利企業の株式を保有している団体 1 団体

【監査意見】

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」は公益法人の指導監督の適正化を図る目的のものであるので、基準に適合していない項目がある団体に対しては、基準に適合するよう指導するとともに、今後も引き続き定期的に適合状況を確認されたい。

イ 「知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」等の適合状況

【監査結果】

「知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」等において、公益法人が業務を運営していく上での基本的な事務手続が示されている。

各団体が、同規則の規定に沿って業務が運営されているかについては、概ね適合していたが、規則に定める届出が提出されていない団体が1団体あったほか、事業計画書、事業報告書等が期限内に提出されなかったり、登記事項変更、監事の異動等の場合の届出が遅延している団体が認められた。

所管課・外郭団体の状況

1 「知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」等に適合していない団体について

ア 事業計画書、収支予算書が事業年度開始前に提出されていない団体（概

- ね 1日から3か月の遅延)
- イ 事業計画書、収支予算書の内容を変更した場合の届出が遅延している団体 5 団体
  - ウ 事業報告書、収支決算書、財産目録等が、事業年度終了後3ヶ月以内に提出されていない団体(概ね2か月の遅延) 2 団体
  - エ 登記事項が変更された場合の所管課への届出が遅延している団体 1 団体
  - オ 監事に異動があった場合の届出がない団体 1 団体
  - カ 届出が遅延している団体 2 団体

【監査意見】

規則に沿った適切な届出がなされていない団体に対し規則の内容を周知し、定められた期限内の提出を徹底されたい。

(2) 公益法人検査の実施状況

ア 検査の実施状況、実施体制について

【監査結果】

平成19年5月15日付け行第36号「外郭団体に対する適切な指導監督の実施について」等に基づき、平成19年度から所管課は公益法人検査を当分の間、毎年実施することが求められているが、今年度の実施状況は、すべての所管課が実施済み又は実施予定であった。

検査の実施体制については、最小は2人体制で半日、最大は4人体制で3日と、団体の規模により所管課の対応の差がみられた。

- 1 人日 ~ 2 人日 14 団体
- 3 人日 ~ 4 人日 10 団体
- 5 人日 ~ 10 人日 6 団体
- 11 人日 ~ 1 団体

また、他の検査と併せて実施したり、出納管理課等と共同で検査を実施している所管課もあった。

所管課・外郭団体の状況

1 公益法人検査の実施状況について

- ア すべての所管課において、公益法人検査が実施されていた。 6 団体
- イ 今年度実施済みの団体 25 団体
- ウ 今年度中に実施予定の団体 (イ、ウについては、平成19年10月末の調査時点の状況)
- エ 検査の実施体制について
- ア すべての所管課において、複数の職員が現地で検査を実施し、所属長まで結果報告を行っていた。
- イ 所管課による単独実施 22 団体
- ウ 出納管理課などとの共同実施 9 団体
- エ 検査の執行通知について
- ア すべての所管課において、検査の執行通知が行われていた。

イ 検査の項目及び結果について

【監査結果】

ほとんどの所管課が、要領等により、公益法人検査の検査項目として示された組織の状況、会議の執行状況、事務処理の状況、事業の実施状況、会計事務の処理状況、情報公開等について検査を実施していた。

なお、検査の結果、次のような不備事項について指導していた。

- (ア) 組織の状況について
  - ・理事長の報酬額の支給に関する合議がされていない。
  - ・評議員が設置されていない。
- (イ) 会議の執行状況について
  - ・評議員会が設置されていない。
  - ・理事会開催通知に議案資料が未添付であった。
- (ウ) 事務処理の状況について
  - ・臨時職員の通勤手当の規程が整備されていない。
  - ・駐車場の管理規程が整備されていない。
  - ・組織細則が改正されていない。
  - ・職員証が一部職員に交付されていなかった。
  - ・主務官庁への提出書類が未提出であった。
  - ・登記の変更が遅れていた。

<p>(イ) 事業の実施状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益事業の割合が少くない。</li> </ul> <p>(ク) 会計事務の処理状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部留保の割合が高い。</li> <li>・ 固定資産の処理に不備があった。</li> <li>・ 検査日の記載漏れがあった。</li> <li>・ 備品整理票が未添付であった。</li> </ul> <p>(カ) 情報公開について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務資料が公開されていなかった。</li> </ul>	<p>カ 情報公開について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正であった。</li> <li>・ 不備事項がみられた。</li> <li>・ 未実施</li> </ul> <p>28団体 2団体 1団体</p>
<p>1 検査の項目及び結果について</p> <p>ア 組織の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正であった。</li> <li>・ 不備事項がみられた。</li> <li>・ 未実施</li> </ul> <p>イ 会議の執行状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正であった。</li> <li>・ 不備事項がみられた。</li> <li>・ 未実施</li> </ul> <p>ウ 事務処理の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正であった。</li> <li>・ 不備事項がみられた。</li> <li>・ 未実施</li> </ul> <p>エ 事業の実施状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正であった。</li> <li>・ 不備事項がみられた。</li> <li>・ 未実施</li> </ul> <p>オ 会計事務の処理状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正であった。</li> <li>・ 不備事項がみられた。</li> </ul>	<p>所管課・外郭団体の状況</p> <p>24団体 6団体 1団体</p> <p>28団体 2団体 1団体</p> <p>20団体 10団体 1団体</p> <p>27団体 3団体 1団体</p> <p>18団体 13団体</p>
<p>1 検査結果の取扱状況について</p> <p>ア すべての所管課が、検査結果を書面により通知していた。</p> <p>イ ほとんどの所管課は、改善状況の報告を団体に対して求めたが、当該報告を求めない所管課が3課あった。</p> <p>2 改善状況の確認について</p> <p>ア 確認を行っていない所管課</p> <p>イ 聴き取りだけを行っている所管課</p> <p>ウ 関係書類の確認を実施している所管課</p>	<p>1課 (1団体) 6課 (6団体) 20課 (24団体)</p>
<p>【監査意見】</p> <p>検査の結果、改善を要する事項については、改善状況の報告を求めるとともに、次回検査等において関係書類の点検を行うなどとして、改善内容の確認に努められたい。</p> <p>エ 所管課独自の検査の工夫について</p> <p>【監査結果】</p> <p>課内で団体の懸案事項を洗い出し、その項目を重点項目として検査を実施している所管課が1課あった。</p>	<p>所管課・外郭団体の状況</p>

- 1 所管課独自の検査の工夫について
  - ア 特定の事項を重点項目とするなどして検査を実施している所管課は、ほとんど無かった。

【監査意見】

団体の実情に応じて重点点検項目を設定するなど、効果的な検査の実施に努められたい。

オ その他の検査・監査の状況について

【監査結果】

外郭団体を対象とした会計検査や監査委員監査にはすべての所管課が立会を行っていた。

また、監査結果等に対する指導は次のとおり実施していた。

- ・ 口頭で随時指導する。
- ・ 指摘事項について追跡調査を行い改善を求める。
- ・ 定例会において改善状況を確認する。
- ・ 検討会を開催し、改善計画等の作成を指示する。
- ・ 監査後報告を受け、助言を行う。

所管課・外郭団体の状況

- 1 会計検査、監査委員監査等の立会について
  - ア 会計検査、監査委員監査には、すべての所管課が立ち会っていた。
    - イ 監事監査に立会を行っていた所管課 16課 (23団体)
  - 2 監査結果等に対する指導について
    - ア 多くの所管課が、団体から改善報告を受けたり、検討会を開催していた。

(3) 団体の運営等に係る指導状況

ア 経営に係る指導について

【監査結果】

経営全般に係る指導については、必要に応じて随時指導をしている、又は、理事会を通じて指導すると回答する所管課が多く、その他は団体の状況に応じ個別に指導を行っている所管課が多く認められた。

また、経営に係る情報提供については、公益法人制度改革に関する情報の提供

が3分の1以上を占めた。その一方で、特に何も行っていないとする所管課も3分の1近くあった。

所管課・外郭団体の状況

- 1 経営全般に係る主な指導等の内容・方法について
  - ア 理事に就任等理事会を通じて指導 7団体
  - イ 情報交換会議等の開催 2団体
  - ウ 経営改善検討会を開催・経営改善計画の提案 2団体
  - エ 公益法人検査時に指導を実施 2団体
  - オ 情報公開の徹底 1団体
  - カ 月例の情報交換会議を開催していた 1団体
  - キ 民間資金の活用を指導 1団体
  - ク 経費削減と利用率向上を指導 1団体
  - ケ 適正な基金管理を指導 1団体
  - コ 中期計画の策定を指示 1団体
  - サ 年間事業計画について打合せを実施 1団体
  - シ 随時必要があれば指導 6団体
  - ス 特に何も行っていない 5団体
  - 2 経営に係る主な情報提供の内容・方法について
    - ア 公益法人制度改革に関する情報を提供 12団体
    - イ 行政改革課からの通知等を送付等 6団体
    - ウ 他県の同一事業団体に関する情報を提供 2団体
    - エ 業界統計資料を提供 1団体
    - オ 特に何も行っていない 10団体

【監査意見】

団体の実情に応じた適切な指導や情報提供に努められたい。

イ 会計事務に係る指導について

【監査結果】

団体の会計規程に県の会計規則を準用している団体に対しては、ほとんどの所管課が会計規則に係る指導・情報提供を実施していた。

また、物品の現物実査の実施状況について、半数以上の所管課が公益法人検査

時に確認していたが、約5分の1の団体については確認をしておらず、報告も受け  
ていなかった。現物実査を行っている団体もあつた。  
一方、契約事務に係る競争性の確保については、ほとんどの所管課で、会計規  
則に沿った契約手続の執行やできるだけ競争入札による調達を行うことなど、競  
争性・公平性を確保する観点からの指導を行っていたが、何も指導していない所  
管課もあつた。  
企業会計の考え方を導入した新会計基準については、遅くとも平成19年度から  
の導入に向け、所管課においても円滑に移行が図られるよう指導が行われており、  
ほとんどの団体で導入されていたが、導入していない団体が一部認められた。

所管課・外郭団体の状況

1 会計全般に係る指導・情報提供について	
ア 県の会計規則に関する情報を提供・指導	13団体
イ 制度改革・会計研修会等の情報提供	10団体
ウ 公益法人検査時に指導	2団体
エ 内部管理体制の充実を図るよう指導	1団体
オ 随意契約の見直しを指導	1団体
カ 随時指導	3団体
キ 記載なし	1団体
2 物品の現物実査の実施状況の確認について	
ア 公益法人検査等で確認	18団体
イ 団体で実査、報告あり(口頭含む)	4団体
ウ 団体で実査、報告なし	4団体
エ 実査を行っていない	2団体
オ 毎年報告を受けていない	2団体
カ 監事監査で確認している	1団体
3 契約事務に係る競争性の確保、向上のための指導について	
ア 県の会計規則に沿った契約手続の執行を指導した	12団体
イ 競争入札の執行を指導した	4団体
ウ 審査会設置に係る指導を行った	3団体
エ 公益法人検査時に指導	3団体
オ 入札結果の公表	1団体

カ 調達制度の見直しの指導	1団体
キ 少額案件にも見積徴収を指導	1団体
ク 一括発注による競争性の確保を指導	1団体
ケ 特に指導なし	5団体
4 新会計基準の導入に係る指導について	
ア 18年度から導入済み	4団体
イ 19年度から導入している	22団体
ウ 導入していない団体	1団体
エ 対象外の団体	4団体

【監査意見】

物品の現物実査を行っていない団体に対しては、実施について指導されたい。  
また、公益法人検査等で各団体の実施状況を確認するよう努められたい。  
契約事務の執行については、競争性・公平性の確保に向けた指導に努められたい。  
また、公益法人会計基準の見直しに伴う新会計基準を未だ導入していない団体  
に対しては、導入に向け適切な指導を実施されたい。

ウ 理事会・総会・組織に関する指導について

【監査結果】

多くの団体において、所管部局の長が理事に就任し、中には複数(2~6名)  
の県職員が理事に就任している団体があつた。  
しかし、県からの役職員就任状況の推移については、全体的には縮小傾向にある。  
経理担当プロパー職員については、長期間継続して従事している団体が多数あつ  
た。プロパー職員が10年以上継続して経理事務を担当している14団体のうち、職  
員の最長勤務年数は33年であり、23年の職員も3団体あつた。

所管課・外郭団体の状況

1 経理担当プロパー職員について	
ア プロパー職員が長期間(10年以上)継続して経理事務を担当している団 体	14団体
イ 経理担当プロパー職員の担当期間が10年未満の団体	7団体

【監査意見】



興職員及び渠OB職員の役員への就任について、今後も適切な関与となるように引き続き見直しを検討されたい。

また、経理事務を長期間担当することによる弊害を防ぐために、できる限り定期的な人事異動の実施と、内部牽制の確立について指導されたい。

エ その他運営に係る指導について

【監査結果】

情報公開・個人情報保護に関する要綱を整備していた団体は30団体と、ほとんどの団体で整備が図られていた。

また、ホームページについても、特段の理由がある団体を除いては、ほとんどの団体で開設済みであり、情報開示に対しては、概ね対応が図られている状況であった。

しかし、中には情報公開・個人情報保護に関する規程の未整備が1団体、ホームページの未開設が4団体あった。

所管課・外郭団体の状況

- 1 情報公開・個人情報保護に関する規程について
  - ア 要綱を定めている団体 30団体
  - イ 要綱を定めていない団体 1団体
- 2 ホームページについて
  - ア ホームページが開設されている団体 27団体
  - イ ホームページが開設されていない団体 4団体

【監査意見】

事業活動や財務状況を透明化し、団体の活動を分かりやすく公表するために、情報公開制度の整備やホームページの開設を積極的に行うよう指導されたい。才 団体の運営指導に係る独自の取組について

【監査結果】

団体の運営指導について、独自の取組を行っているかを確認したところ、特になし又は回答のない所管課が多数を占めた。一方、中には運営調整会議を設置する、又は定例会議を実施するなどの独自の取組を行っている所管課もあった。

所管課・外郭団体の状況

- 1 運営指導に関する独自の取組について
  - ア 運営調整会議を設置し、政策協議を実施 1団体
  - イ 団体との定例会議を実施 1団体
  - ウ 現場視察を行い、事業の実施状況を確認 1団体
  - エ 評価委員会の意見を参考に指導 1団体
  - オ 検査内容について情報交換を実施 1団体
  - カ その他 2団体
  - キ 特になし・回答なし 24団体

(4) 団体における不適正経理に係る再発防止策の実践状況

ア 徹底した情報公開について

【監査結果】

平成19年5月15日付け行第36号「外郭団体に対する適切な指導監督の実施について」等により、「徹底した情報公開」、「意識改革の推進」、「団体における内部総点検の実施」が再発防止策として掲げられており、各団体において具体的な取組が行われている。

「徹底した情報公開」に関しては、具体的な防止策として取り組まれている事項のうち、旅費・会議費の自由閲覧制度、入札結果・随意契約理由の全面情報公開については、制度として導入済みの団体は共に半数以下と少なかった。会計書類の保存期間の延長、監事に民間の会計専門家を選任することについては、まだ実施していない団体が3分の1以上あった。財務状況のホームページ公開についても、未実施の団体が認められた。

所管課・外郭団体の状況

- 1 財務状況のホームページ公開について
  - ア 財務状況をホームページで公開している団体 25団体
  - イ 公開を検討している団体 3団体
  - ウ 未実施の団体 3団体
- 2 旅費・会議費の自由閲覧制度について
  - ア 自由閲覧制度を導入している団体 11団体
  - イ 制度を導入していない団体 20団体
- 3 会計書類の保存期間の延長について

ア	会計書類の保存期間を15年に延長した団体	17団体
イ	延長を検討している団体	3団体
ウ	保存期間を延長していない団体	11団体
4	監事に民間の会計専門家を選任することについて	
ア	監事に民間の会計専門家を選任した団体	18団体
イ	専門家ではないが、民間人を監事に選任している団体	1団体
ウ	今後選任を検討している団体	3団体
エ	選任していない団体	9団体
5	入札結果・随意契約理由の全面情報公開について	
ア	全面情報公開を実施している団体	13団体
イ	公開を検討している団体	6団体
ウ	実施していない、又は回答のない団体	12団体

【監査意見】

情報公開に関して取組が遅れている団体に対しては、経理の透明化を図るためにも、積極的に取り組まれるよう指導されたい。

イ 意識改革の推進について

【監査結果】

「意識改革の推進」として取り組まれている事項のうち、財団職員倫理憲章の制定と意見員申制度については、制定、制度化している団体は共に10団体と少なかった。

ボランティア活動の推進については、17団体が取り組んでいたが、取り組んでいない、又は記載のない団体が14団体あった。

予算使い切り廃絶と経費の節減については、すべての団体で取組がされていた。

所管課・外郭団体の状況

1	財団職員倫理憲章等の制定について	
ア	制定済みの団体	10団体
イ	制定を検討している団体	4団体
ウ	未制定の団体	11団体
エ	憲章の制定以外の方法をとっている団体	6団体
2	「予算使い切り」の廃絶と徹底した経費節減について	

ア	341団体すべてが経費の節減に取り組んでいた。	
3	意見員申制度の導入について	
ア	意見員申制度をすでに導入済みの団体	10団体
イ	導入を検討している団体	3団体
ウ	導入していない団体	11団体
エ	その他の方法による団体	7団体
4	ボランティア活動の推進について	
ア	取り組んでいる団体	17団体
イ	取り組んでいない、又は回答のない団体	14団体

【監査意見】

意識改革の推進に関して取組が遅れている団体に対して、制度の導入や団体の実情に応じた方策などにより、一層の意識改革の推進が図られるよう指導に努められたい。

ウ 団体における内部総点検の実施について

【監査結果】

「団体における内部総点検の実施」として取り組まれている事項のうち、事務專業評価に第三者組織が参画する仕組みづくりについては、行っている団体、検討中である団体、未実施又は回答のない団体がそれぞれ3分の1ずつとなっていた。内部通報制度については、未実施又は回答のない団体が17団体あった。

会計書類のチェック機能の点検及び予算執行基準に関する点検については、ほとんどの団体で取り組まれていた。職員提案制度導入、懲戒処分規程の整備についても3分の2の団体が取り組んでいた。

所管課・外郭団体の状況

1	会計書類のチェック機能の点検について	
ア	点検を実施している団体	29団体
イ	点検の実施を検討している団体	1団体
ウ	回答のない団体	1団体
2	予算執行基準に関する点検について	
ア	点検を実施している団体	27団体
イ	未実施又は回答のない団体	4団体

3 事務事業評価に第三者組織が参画する仕組みづくりについて	
ア 第三者組織が参画する仕組みづくりを行っている団体	11団体
イ 検討している団体	10団体
ウ 未実施又は回答のない団体	10団体
4 職員提案制度の導入について	
ア 職員提案制度を導入している団体	19団体
イ 検討している団体	1団体
ウ 導入していない、又は回答のない団体	11団体
5 内部通報制度の導入について	
ア 導入している団体	13団体
イ 導入を検討するとしている団体	1団体
ウ 導入していない、又は回答のない団体	17団体
6 懲戒処分規程の整備について	
ア 規程を整備している団体	20団体
イ 整備を検討するとしている団体	1団体
ウ 未整備又は回答のない団体	10団体

**【監査意見】**  
 内部総点検の実施に関して取組が遅れている団体に対しては、不適正経理の再発防止、未然防止等の観点から、より積極的な取組について指導されたい。  
 エ 所管課としての指導監督の強化について

**【監査結果】**  
 県全体の方針に基づき、すべての所管課が、現物実査など事実確認を重視した検査を毎年実施することとしていた。  
 また、県が財政的支援を行っている団体については、政策総点検の結果及び県における事務事業の見直し等の中で、財政的支援のあり方等の見直しが行われており、多くの団体において補助金又は委託料の廃止、縮小等により支援の金額が減少していた。  
 しかし、団体の設立や活動が法律等で指定されており財政的支援の大幅な見直しができないとの理由で変動のない団体や、近年中に県において開催される全国規模の行事の主要な役割の一部を担う団体である等との理由により財政的支援の金額が増加している団体が見受けられた。

**【監査意見】**  
 所管する団体に対する検査の実施に当たっては、今後、事実確認に基づく検査を確実に実施されたい。  
 財政的支援の見直しについては、今後も、事業の必要性自体の見直しや最適主体の検討等を進めて、適正な支援に努められたい。また、委託業務における当該団体との一者随意契約の見直しが行われていた事例は非常に限られていたので、当該業務における競争原理の積極的な導入についても検討されたい。

岐阜県知事 藤原 信  
 岐阜県副知事 藤原 信  
 岐阜県民衆会（岐阜県民衆会）第百九十九条第二項の規定に基づき、事務事業評価の結果を公表した。公表第九項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十年一月二十八日

岐阜県知事	藤原 信	田 原 謙	藤原 信
岐阜県副知事	藤原 信	藤原 信	藤原 信
岐阜県民衆会	藤原 信	藤原 信	藤原 信
岐阜県知事	藤原 信	藤原 信	藤原 信
岐阜県副知事	藤原 信	藤原 信	藤原 信
岐阜県民衆会	藤原 信	藤原 信	藤原 信

- 第1 事務事業監査の趣旨  
 県の特定の事務又は事業の執行について、合規性又は正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から、総合的に監査を実施するもの
- 第2 監査実施日  
 予備監査 平成19年5月から12月まで  
 本 監 査 平成19年12月27日
- 第3 監査対象項目  
 各機関の主要事業、懸案事業又は長期継続事業などを中心に選定した、本庁74機関が執行する74の事務事業
- 第4 監査の着眼点

<p>監査に際しては、以下の3つの観点に加え、正確性、合規性又は公平性、さらには透明性など多角的な観点から、事務事業ごとに個別具体的な着眼点を設定した。  <b>事務事業の執行が、より少ない費用で実施できないかといった経済性</b>  <b>事務事業の執行に際し、同じ費用でより大きな効果が得られないかといった効率性</b>  <b>事務事業の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、又は効果を上げているかといった有効性</b></p> <p>第5 監査の結果          1 意見を述べたもの          監査した結果、以下の事務事業について、次のとおり意見を述べた。</p>	<p>岐阜県職員録の作成  <b>【監査の結果及び意見】</b>          岐阜県職員録は、平成8年度以降、毎年3000冊が作成され、県の職員等に配布されている。しかし、近年、インターネット等の電子媒体により同職員録に類似した情報が参照できるようになるなど、同職員録を巡る環境が変化がしているにもかかわらず、作成冊数等について見直しは行われていなかった。また、近年、県の作成する印刷物等を広告媒体としてとらえて広告収入による財源確保を図る動きが見られるにもかかわらず、同職員録ではこうした検討は行っていないかった。</p> <p>については、近年、岐阜県職員録を巡る環境が変化してきていることなども踏まえ、同職員録の作成冊数等のあり方について検討することが望まれる。また、職員録への広告掲載についても、他の印刷物の状況や他県の事例等を参考に、広告収入による財源確保に向けて検討することが望まれる。</p>
<p>機関名 監査の対象とした事務事業並びに監査の結果及び意見</p> <p>財政課 <b>【監査の対象とした事務事業】</b>          不納欠損整理の合議（「岐阜県予算編成執行規則」の運用）  <b>【監査の結果及び意見】</b>          歳入債権を不納欠損として整理することは、県の収入を減少させることとなる。そこで、各所管課において不納欠損整理をいたすらに行うことのないようにする必要があるとともに、やむを得ず不納欠損として整理しなければならぬ場合は、県財政を総括する財政課等としても情報を共有しておく必要がある。こうしたことから、各所管課が不納欠損として整理する際には、財政課等に合議しなければならぬとされている。</p> <p>しかし、本件制度についての認識及び理解が必ずしも十分ではなかったことなどのため、平成18年度に各所管課において所定の要件を満たしていることから不納欠損として整理したものの多くがこの手続を経ていなかった。一方で、実際に不納欠損として整理したものの大半は消滅時効の完成により債権が消滅しているものであることから、本件制度の趣旨にかんがみると必ずしも合議の必要性及び合理性があるとまでは言えないものであった。</p> <p>については、財政課において、各所管課における不納欠損整理の合議について、適正な事務処理の徹底を期すよう制度の周知を図るとともに、合議対象や時期などの運用面について見直しを行うなど、制度の趣旨に従った適正な事務処理がなされるよう、改善の処置を講じることが望まれる。</p>	<p>職員厚生課 <b>【監査の対象とした事務事業】</b>          地域防災協力員の登録  <b>【監査の結果及び意見】</b>          地域防災協力員は、平成7年度の制度発足以降、現在までに147名が登録されている。同協力員は、災害時には、各地の振興局等の要請を受け、ボランティア活動することとなっている。しかし、各振興局等に同協力員の登録情報が十分に伝達されていないこともあって、制度発足以降これまでに数回の災害があったにもかかわらず、実際に同協力員が活動した実績は皆無となっていた。</p> <p>については、地域防災協力員制度が有効に機能するよう、実際の協力要請を行うこととなる危機管理課及び各振興局に対してより有用な情報を提供するなどして、実効性のある実施体制が構築されるよう検討することが望まれる。</p>
<p>人事課 <b>【監査の対象とした事務事業】</b></p>	<p>国際課 <b>【監査の対象とした事務事業】</b>          自治体職員協力交流事業  <b>【監査の結果及び意見】</b>          この事業は、岐阜県国際交流戦略の柱の一つである「国際貢献の一翼を担う国際協力事業の積極的展開」に位置づけられており、持続的な国際交流の推進を図る観点から、出身国と受入国との相互交流のキーパーソンとなる人材を育成することについても期待されている。しかし、国際課においては、研修員の帰国後の動向を把握していないなど、人材交流の成果を持統的に活用する体制が必ずしも十分にとられている状況ではなかった。</p>

<p>【監査の対象とした事務事業】 「岐阜県産業廃棄物ものがたり」体験バスツアー</p> <p>【監査の結果及び意見】</p> <p>バスツアー参加者に対するアンケート調査の結果によれば、多くの参加者が産業廃棄物問題に関する理解が深まったと回答するなどしており、参加者については、一定の事業効果が発現していた。しかし、参加者数は、各地域とも80人ずつの定員に対し、8割に当たる64名の参加者を得る地域がある一方で、中濃及び飛騨地域にあつては、それぞれ27名にとどまっていた。</p> <p>ついでには、本件事業の実施に当たり、さらに大きな効果を得るためにも、参加者の多い地域における募集に向けた取組を他地域でも参考としたり、周知先の拡大や周知媒体の工夫をするなどし、より一層の参加者増に向けた取組を進めていくことが望まれる。</p>		<p>動をしているかについて詳細には把握しておらず、ひいては研修の成果が実際に活用されているか評価できない状況となっていた。</p> <p>ついでには、効果的かつ効率的な行政の推進のためには、事業の成果を適切に評価するとともに、その結果を事業の実施に反映していくことが重要であることにかんがみ、本件事業においても、花のアドバイザーの活動実態を把握するなどして、事業の効果を検証する仕組みを講じていくことが望まれる。</p>
<p><b>医療整備課</b></p> <p>【監査の対象とした事務事業】 岐阜県公衆衛生向上対策事業</p> <p>【監査の結果及び意見】</p> <p>岐阜県公衆衛生協議会に交付された補助金の大半は、各地区協議会への助成金として使用されている。しかし、各地区協議会から岐阜県公衆衛生協議会へ提出される事業報告書及び決算書の様式では、交付された助成金が補助対象経費として使用されているか明確でないことから、助成金が補助対象年度内に補助の目的に従って適切に使用されているか確認できない状態となっていた。</p> <p>ついでには、本件補助金の交付に当たり、補助の目的に従って適正に使用されていることを確実に確認できるよう、制度の運用について改善を図ることが望まれる。</p>		<p><b>公共建築住宅課</b></p> <p>【監査の対象とした事務事業】 県営住宅使用料滞納者対策</p> <p>【監査の結果及び意見】</p> <p>県営住宅の入居者は使用料を支払うこととなっているが、長引く不況の影響から、平成18年度未現在、2億1887万円余が滞納となっている。このような事態は、入居者間の公平性を欠くことにもなるため、公共建築住宅課では、明渡請求訴訟等の法的措置を講ずるとともに、書面送付や滞納者の強化による滞納使用料の回収強化を図っている。しかし、滞納使用料を回収するためには必要な情報が電算システム上で十分に管理される仕組みとなっていなかったり、滞納者の所在や資力についての状況を把握できる体制となっていなかったり、あるいは滞納整理に専従で携わる職員が1名しかいなかったりなどの原因により、結果として債権回収が十分になされていない状況となっていた。</p> <p>ついでには、滞納使用料債権についての情報管理を十分に実施するとともに、退去滞納者の使用料債権について、債権回収会社を活用するなどし、債権回収に係る事務について、改善に向けた取組を進めていくことが望まれる。</p>
<p><b>街路公園課</b></p> <p>【監査の対象とした事務事業】 花のアドバイザー活動支援委託</p> <p>【監査の結果及び意見】</p> <p>花のアドバイザーは、地域における花かざりのリーダーとして活動することが期待されていることから、この研修では、園芸に関する知識にとどまらず、地域で指導する際のコミュニケーションの手法等についても習得させることとしている。しかし、街路公園課では、研修を受けた花のアドバイザーが、地域においてどのような活</p>		<p><b>スポーツ健康課</b></p> <p>【監査の対象とした事務事業】 運動部活動指導者派遣事業</p> <p>【監査の結果及び意見】</p> <p>この事業においては、各学校の校長の推薦に基づいて指導者が選定されており、各学校の状況に応じて適切な指導者が派遣されているなど、地域のニーズに応じた適切な執行がなされている。しかし、県、県及び市町村間の役割論の観点から、地域に密着し、かつ中学校を設置している市町村ではなく、県が事業主体となる意義については、必ずしも明確ではない。</p> <p>ついでには、今後のこの事業のあり方について、市町村を含めた協議の場を設けるなどとして、より一層、地域の創意工夫を発揮できるように仕組みを検討していくことが望まれる。</p>

2 意見を述べる事項のなかったもの

監査した結果、以下の事務事業については、特に意見を述べる事項はなかった。

機 関 名	監査の対象とした事務事業
広報課	「くらしと県政」の配布
危機管理課	防災サポーター強化支援事業
防災課	広域防災センターの運営
消防課	火災類取締事務等の市町村等への権限移譲
法務・情報公開課	旅費及び会議費に関する公文書の自由閲覧
行政改革課	電子申請システム
税務課	徴収指導アドバイザー
管財課	公用車任意保険料
総合政策課	無重量セミナー開催事業費
市町村課	圏域別地域振興推進費(地域予算)
研究開発課	知的創作技術管理
国体準備事務局	第67回国民体育大会開催準備推進事業費補助金
環境生活政策課	安全・安心まちづくり推進事業費
不法投棄監視課	産業廃棄物不適正処理監視/パトロール委託
地球環境課	乗鞍環境/パトロール員の設置
男女参画青少年課	岐阜県青年海外派遣
人づくり文化課	「平成基礎科学財団」賛助会費
人権施策推進課	人権啓発出前講座
健康福祉政策課	音楽療法普及推進事業
保健医療課	健康情報発信リーフレット等の作成(健康と食の情報発信推進事業費)
生活衛生課	食品リスクコミュニケーション推進事業
業務水道課	健康食品相談窓口の設置

高齢福祉課	岐阜県介護予防推進・評価事業
障害福祉課	発達障害者支援センター事業
子ども家庭課	ミニ児童クラブサポーター事業費補助金
国民健康保険課	福祉医療費助成事業補助金
産業政策課	先端技術研究開発促進費補助金
ぎふブランド振興課	身近なお店で県産品フェア開催事業
商業流通課	広域物流推進費
企業誘致課	企業立地促進事業補助金
情報産業課	雇用直結型IT人材養成事業
中小企業課	信用保証料補給金
観光交流課	フィルムコミッション推進事業
労働雇用課	人材確保援助事業
農政課	岐阜県食品表示カウンセラー
農業振興課	青年農業者等育成センター事業費補助金
農業技術課	農業・農村男女共同参画推進事業
農産園芸課	園芸福祉サポーター実践活動促進事業
農地計画課	土地改良区等検査
林政課	「木の国・山の国1000人委員会」の開催
県産材流通課	木の国・山の国民会議木づくり運動推進事業費
森林整備課	森林組合広域合併等促進対策事業
治山課	森林/パトロール
建設政策課	建設業連携推進事業費
技術検査課	自然工法管理士認定事業
道路建設課	全県花街道整備事業
道路維持課	道の駅整備事業

河川課	自然共生工法認定登録業務委託
砂防課	砂防指定地等監視員の設置
都市政策課	景観形成推進員設置費
公共交通課	岐阜県第三セクター鉄道経営健全化補助金
建築指導課	木造住宅耐震診断・耐震補強に係る相談会等実施業務委託
水道企業課	県有水道施設の維持管理におけるコスト削減に向けた取組
教育総務課	教育のつどい
教育財務課	県立学校緊急保安警備委託
教職員課	こころの相談窓口
教育研修課	外国語指導助手実負担
学校支援課	岐阜県産業教育フェア
特別支援教育課	特別支援学校の整備
社会教育文化課	岐阜県指定文化財保護事業
出納管理課	電子調達システム整備費
議会事務局	本会議の速記及び反訳業務委託
人事委員会事務局	職員採用広報事業
監査委員事務局	予備監査業務外部委託
広報県民課	けいさつ体験シリーズ

岐阜県議会議員中長三郎

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定により平成二十年一月二十八日に執行した財政的援助団体等監査の結果は、次のとおりである。

平成二十年一月二十八日

岐阜県議会議員 嶋田 信之  
 岐阜県議会議員 渡辺 猛一  
 岐阜県議会議員 帆田 信一

岐阜県議会議員 水谷 昌一  
 岐阜県議会議員 水谷 昌一

補助金等交付団体

実施年月日	補助金等の名称	実施団体名	区分	監査結果
平成20年1月28日	岐阜県防災ヘリコプター運航調整交付金 岐阜県防災航空隊員に係る人件費負担金	岐阜県防災ヘリコプター連絡協議会	指導	平成18年度に当協議会の事務局が富山県から岐阜県へ交代した際、富山県の事務局において確定した平成17年度決算の繰越金は1,947,831円であったが、岐阜県の事務局が平成18年度に計上した前期からの繰越金は1,946,997円であった。この差異は、口座振替手数料840円及び受取利息6円を帳簿に計上しなかったことによるものである。今後、適正に処理されたい。
	日本の心のふるさとを守る飛越協議会負担金	日本の心のふるさとを守る飛越協議会	指導	平成18年度に当協議会の事務局が富山県から岐阜県へ交代した際、富山県の事務局において確定した平成17年度決算の繰越金は1,947,831円であったが、岐阜県の事務局が平成18年度に計上した前期からの繰越金は1,946,997円であった。この差異は、口座振替手数料840円及び受取利息6円を帳簿に計上しなかったことによるものである。今後、適正に処理されたい。

岐阜県私立学校教育振興費補助金	学校法人聖心学園	特に指摘及び指導する事項はなかった。	<p>作業棟改修事業の変更契約の増額分408,450円を含めた事業費34,092,450円に對して補助金33,408,000円の交付を受けているにもかかわらず、変更契約に係る増額分について、平成19年12月まで業者への支払が行われていたにもかかわらず、このようにならないよう、今後は適正に処理されたい。</p>
岐阜県私立専修学校及び各種学校教育振興費補助金	学校法人飯原学園	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
救命救急センター運営費補助金	日本赤十字社岐阜県支部	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
地域災害医療センター施設整備費補助金			
地域災害医療センター設備整備費補助金			
特殊病室施設整備費補助金			
岐阜県感染症指定医療機関施設・設備整備費補助金			
岐阜県日本赤十字社岐阜県支部施設整備費補助金			
へき地医療中核病院補助金			
がん診療連携拠点病院機能強化補助金			
知的障害者生活ホーム等運営費補助金	社会福祉法人びなの木福祉会	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
社会福祉施設等施設整備費補助金	指導	社会福祉施設等施設整備費補助金について、	
野菜価格安定対策費補助金	社団法人岐阜県野菜価格安定基金協会	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
柿産地構造改革支援基金造成事業費補助金	可児商工会議所	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
岐阜県商工会及び商工会議所補助金	高山商工会議所	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
岐阜県企業立地促進事業補助金	岐阜商工会議所	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
児童家庭支援センター運営事業費補助金	美濃工業株式会社	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
社会福祉法人力トリック名古屋教区報恩会	社会福祉法人力トリック名古屋教区報恩会	特に指摘及び指導する事項はなかった。	



農業農村整備事業補助金	垂井町土地改良区	特に指摘及び指導する事項はなかった。
河川環境茶園イベント実行委員会分担金	河川環境茶園イベント実行委員会	特に指摘及び指導する事項はなかった。

また、監査対象とした補助金等を所管する機関に対して、次のとおり指導を行った。

実 施 年 月 日	機 関 名	区 分	監 査 結 果
平成20年1月28日	障害福祉課	指導	社会福祉法人ぶなの木福祉会に対する社会福祉施設等施設整備事業の補助金について、作業棟改築事業の変更契約の増額分408,450円を含めた事業費34,092,450円に対して、補助金33,408,000円の交付を行っているが、変更契約に係る増額分について、業者への支払が行われていなかった。所管課として補助金の交付後に実施する履行確認検査が十分でなかったと認められるので、このようにならないよう、今後は適正に処理されたい。

--	--

平成二十年一月二十八日印刷  
平成二十年一月二十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価  
一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜尾文芸社